

高砂市障害者（児）福祉タクシー料金助成事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者（児）が移動手段として、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、障害者（児）の社会参加と自立の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において「福祉タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の免許を受けた者のうち、高砂市と契約した一般乗用旅客自動車運送事業を行うものが運行する一般乗用旅客自動車で、この要綱に定めるところにより障害者（児）の利用に供するものをいう。

（助成の対象者）

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 高砂市内に住所を有する現に在宅の者。ただし、一時帰宅の者を除く。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害の程度が1級及び2級のもの並びに下肢障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級のもの、療育手帳の交付を受けている者であって、知的障害の程度が重度と判定されたもの、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級のもの。
- (3) 高砂市高齢者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者。ただし、当該利用券の交付を受けた者については、交付された当該利用券のうち未使用枚数分を返還した者に限る。

（助成の額）

第4条 この要綱による助成は、第8条に規定する使用方法に応じ、1回の乗車につき500円、1,000円又は1,500円とする。

（助成の申請）

第5条 この要綱による助成を受けようとする者は、第3条第2号に規定する手帳を提示した上で、高砂市障害者（児）福祉タクシー利用券交付申請書（様式1号）を市長に提出しなければならない。ただし、同一年度内に再度の申請は認めないものとする。

（利用券の交付）

第6条 市長は、高砂市障害者（児）福祉タクシー利用券交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、高砂市障害者（児）福祉タクシー利用券（様式第2号。以下「利用券」という。）を交付する。

- 2 利用券は、申請のあった日の属する月から次条に規定する有効期限までの月数に4を乗じて得た数に4を足した枚数を一括交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条第3号ただし書に規定する者の利用券については、同項に規定する交付枚数から高砂市高齢者福祉タクシー利用券の既利用枚数を減じた利用券を一括交付するものとする。

(利用券の有効期限)

第7条 利用券の有効期間は、交付した日の属する年度の3月31日までとする。

(利用券の使用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、福祉タクシーを利用したときは、次の各号に掲げる1回の乗車における乗車料金(障害者割引適用者については、障害者割引額を差し引いた額。次項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める枚数を限度として利用券を使用することができる。

- (1) 1,000円未満の場合 1枚
- (2) 1,000円以上1,500円未満の場合 2枚
- (3) 1,500円以上の場合 3枚

2 利用者は、利用券を使用して福祉タクシーを利用する場合は、前項に規定する枚数の利用券を福祉タクシーの乗務員に提出し、併せて1回の乗車における乗車料金から当該利用券の枚数に500円を乗じて得た額を控除した額を支払うものとする。

(手帳の携帯等)

第9条 利用券を利用して福祉タクシーを利用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を常に携帯し、福祉タクシー乗務員の求めに応じて、これを提示しなければならない。

(利用券に係る乗車料金の請求)

第10条 利用券を受けて福祉タクシーを運行した者が第4条の助成額を市長に請求するときは、月毎に利用者から受け取った利用券を取りまとめ、翌月10日までに提出するものとする。

(利用券の紛失、破損等の届出)

第11条 利用者は、利用券を紛失、破損又は汚損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用券の再交付)

第12条 利用券は、再交付しない。ただし、市長が前条の規定による届出の事由がやむを得ないものと認めたときは、再交付をすることができる。

(利用券の譲渡又は貸与の禁止)

第13条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第14条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

- (1) 利用者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) その他利用券が不用になったとき。
- (3) この要綱の改廃等により利用券が使用できなくなったとき。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用券の返還を命じ、以降の交付を停止することができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により利用券の交付を受けたとき。
- (2) 利用券を不正に使用したとき。

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(地域生活支援事業として位置づけ)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(有効期間の設定)

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(地域生活支援事業としての位置づけの削除)(助成の対象者)

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。(高齢者福祉タクシー利用券交付者の取扱いを明記)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。(枚数制限の緩和・有効期限の変更)